平成２１年（排）第１５号

排　除　命　令　書

名古屋市東区泉一丁目２３番２２号
トヨタホーム株式会社
同代表者　代表取締役　森　岡　仙　太

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　トヨタホーム株式会社（以下主文において「トヨタホーム」という。）は，一般消費者からのトヨタファイナンス株式会社が提供する「新安心宣言」と称する住宅ローンの申込みをトヨタファイナンス株式会社に取り次ぐ役務（以下主文において「新安心宣言の取次ぎ」という。）の取引に関し，平成１８年８月ころから平成２０年３月ころまでの間カタログ及び新聞折り込みチラシにおいて行った，あたかも，新安心宣言の融資に係る一切の手数料が無料であるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，新安心宣言の取次ぎの取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を確認するとともに，今後，当該役務又はこれと同種の役務の取引に関し，当該表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

２　トヨタホームは，今後，新安心宣言の取次ぎ又はこれと同種の役務の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該役務の内容について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

３　トヨタホームは,第１項に基づいて採った措置について,
速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　トヨタホーム株式会社（以下「トヨタホーム」という。）は，肩書地に本店を置き，建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に基づき国土交通大臣の許可を受け，建築工事業を，宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）の規定に基づき国土交通大臣の免許を受け，宅地建物取引業を営む事業者であり，山口県の区域において，一般消費者に対する住宅の建築請負の役務の提供及び住宅の販売を行っている。

２(1) トヨタファイナンス株式会社は，平成１８年８月ころ以降，トヨタホームから住宅の建築請負の役務の提供を受ける一般消費者及び同社が建築した住宅を購入する一般消費者を対象にした「新安心宣言」と称する住宅ローン（以下「新安心宣言」という。）を設けている。

(2) トヨタホームは，平成１８年８月ころ以降，同社が住宅の建築請負の役務を提供する一般消費者及び同社が建築した住宅を販売する一般消費者による新安心宣言の申込みをトヨタファイナンス株式会社に取り次ぐ役務（以下「新安心宣言の取次ぎ」という。）を提供している。

(3) トヨタホームは，平成１８年８月ころから平成２０年５月ころまでの間，同社が山口県内において運営する店舗において，新安心宣言の取次ぎの提供に当たり，同役務の利用者から３万１５００円の手数料を収受していた。

３　トヨタホームは

(1) 平成１８年８月ころから平成２０年３月ころまでの間，山口県内に配布したカタログ（別添写し１）において，「保証料・各種手数料無料など様々なサービスで、借入時や返済時もお得で安心。」と記載の上，「融資事務手数料が無料」と

(2) 平成２０年１月ころに，山口県周南市に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んだチラシ（別添写し２）において，「５つの無料で　諸費用おトク！」と記載の上，「融資事務手数料　→　無料」と

それぞれ記載することにより，あたかも，新安心宣言の融資に係る一切の手数料が無料であるかのように示す表示をしているが，実際には，新安心宣言の取次ぎに係る手数料が３万１５００円掛かるものであった。

４　トヨタホームは，平成２０年５月ころ，新安心宣言の取次ぎに係る手数料を収

受することを中止し，同年７月ころ，表示と実際が異なる事実を一般日刊紙２紙に掲載し，また，表示と実際が異なる事実及び当該手数料を返金する旨を当該手数料を支払った者に告知した。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，トヨタホームは，新安心宣言の取次ぎの取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年２月１６日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水